

証券コード：7792

株式会社コラントッテ

第27期 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2024年12月24日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）



開催場所

大阪市中心区北浜一丁目8番16号
大阪証券取引所ビル3階 北浜フォーラム
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）



決議事項

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 |
| 第7号議案 | 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |
| 第8号議案 | 会計監査人選任の件 |

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

証券コード 7792
2024年12月4日

株 主 各 位

大阪市中央区南船場二丁目10番26号
株 式 会 社 コ ラ ン ト ッ テ
代表取締役社長 小 松 克 已

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://colantotte.co.jp/ir/stock/meeting/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「コラントッテ」または「コード」に当社証券コード「7792」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない方はインターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述の「議決権行使についてのご案内」をご確認いただき、2024年12月23日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年12月24日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 大阪市中央区北浜一丁目8番16号
大阪証券取引所ビル3階 北浜フォーラム（末尾ご案内図ご参照）
3. 目的事項
報告事項 第27期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
第8号議案 会計監査人選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。ただし、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款に基づき、株主様に対し交付する書面には記載しておりません。
 - ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」従いまして、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

インターネットによる 議決権行使の場合



次頁のご案内をご確認のう
え、議案に対する賛否をご入
力ください。

行使期限

2024年12月23日 (月曜日)
午後6時入力完了分まで

書面による
議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に
議案に対する賛否をご表示
のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年12月23日（月曜日）
午後6時到着分まで

**当日ご出席による
議決権行使の場合**



お手数ながら本招集ご通知を
ご持参いただくとともに、同
封の議決権行使書用紙を会場
受付にご提出ください。

日時

2024年12月24日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 〇〇〇〇株式会社 御中 株主総会日 議決権の取 留 私は上記開会の当株主総会（継続会または延会の場合を含む）の議案につき、右記（賛成/反対/棄権）のとおり議決権を行使いたします。 年 月 日 （ご注意） 当社は、議案に賛否表示のない場合は、無効の意思表示がなされたものとみなして取り扱います。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 2px 5px;">議案</th> <th style="padding: 2px 5px;">原案に対する賛否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">第二号</td> <td style="padding: 2px 5px;">賛 否</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">第三号</td> <td style="padding: 2px 5px;">賛 否</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">第四号</td> <td style="padding: 2px 5px;">賛 否</td> </tr> </tbody> </table>	議案	原案に対する賛否	第二号	賛 否	第三号	賛 否	第四号	賛 否	※議決権の数には「買収会社」も1票となります。 お 願 い 1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書と現金封筒をご持参ください。 2. 当日株主総会にご参加されない方は、下記の方法によりお早めに議決権を行ってください。 ①電話による投票（詳細は議決権行使書をご覧ください。） ②インターネットで電子方式で行われることと、確認した上で、下記のURLよりログインコードを届けるか、ウェブサイトでhttps://corpo.tej.mof.go.jp/から以下のID、パスワードにてログイン後、議決権を行いたい方法
議案	原案に対する賛否									
第二号	賛 否									
第三号	賛 否									
第四号	賛 否									

ログイン用QRコード

ログインID
5430-0876-2358-DPS
（法人番号） 株主番号(個人)

123456

〇〇〇株式会社

- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回、議決権行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使書用紙において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

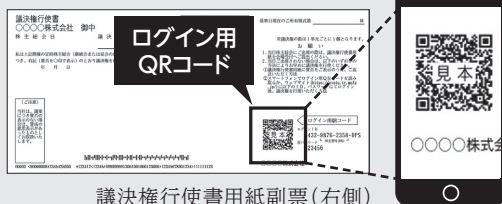
インターネットによる議決権行使のご案内



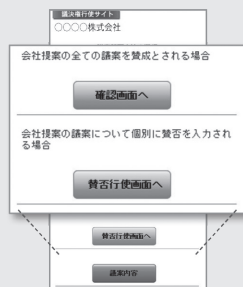
QRコードを読み取る方法

スマートフォンやタブレット端末で「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1. QRコードを読み取る



2. 議案賛否方法の選択画面から議決権行使方法を選ぶ



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

(午前2時30分～午前4時30分取り扱い休止)

<https://evote.tr.mufig.jp/>



1. 議決権行使ウェブサイトアクセスする

2. お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

ログインID、パスワードをご入力の際は、「ログイン」を選択してください。

ログインID 4桁 - 4桁 - 4桁 - 3桁 (半角)

パスワード (半角)

または仮パスワード

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されているパスワードをご入力の際は、「パスワード変更」を選択してください。

「ログイン」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027

(受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題と位置付けております。

第27期の期末配当につきましては、当期の業績の状況等を踏まえまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金30円
配当総額 271,789,740円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年12月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業拡大に対応するため、現行定款第2条に事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (3) その他、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものいたします。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1.～15. (条文省略)	1.～15. (現行どおり)
(新 設)	<u>16.緊急時連絡システムの開発、運用及び販売</u>
16. (条文省略)	<u>17. (現行どおり)</u>
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(機関構成) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 ①取締役会 ②監査役 ③監査役会 ④会計監査人 第5条 (条文省略) 第2章 株 式 第6条～第11条 (条文省略) 第3章 株主総会 第12条～第14条 (条文省略) (決議の方法) 第15条 (条文省略) ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 第16条～第17条 (条文省略) 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、12名以内とする。 (新 設)	(機関構成) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 ①取締役会 ②監査等委員会 (削 除) ③会計監査人 第5条 (現行どおり) 第2章 株 式 第6条～第11条 (現行どおり) 第3章 株主総会 第12条～第14条 (現行どおり) (決議の方法) 第15条 (現行どおり) ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1 <u>以上</u>を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 第16条～第17条 (現行どおり) 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、12名以内とする。 ② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の選任) 第19条 (新 設) 取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 ② (条文省略) (取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設) ② 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。 (新 設) (代表取締役及び役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 第22条 (条文省略)	(取締役の選任) 第19条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> ② <u>取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u> ③ (現行どおり) (取締役の任期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削 除) ③ <u>補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (代表取締役及び役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、その決議によって<u>取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u> 第22条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の<u>2</u>日前までに各取締役及び各監査役に対し発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。 第24条 (条文省略) (新 設) (取締役会の決議の省略) 第25条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u> (取締役会議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。 第27条 (条文省略) (取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の<u>3</u>日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。 第24条 (現行どおり) (重要な業務執行の決定の委任) 第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 (取締役会の決議の省略) 第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (取締役会議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。 第28条 (現行どおり) (取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) <u>第29条</u> 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 ② 当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 <u>第5章 監査役及び監査役会</u> (監査役の員数) <u>第30条</u> 当社の監査役は、5名以内とする。 (監査役の選任方法) <u>第31条</u> 監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) <u>第32条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (常勤監査役) <u>第33条</u> 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	(取締役の責任免除) <u>第30条</u> 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の<u>損害賠償責任</u>について法令に定める要件に該当する場合には<u>損害賠償責任額</u>から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 ② 当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の<u>損害賠償責任</u>について法令に定める要件に該当する場合には<u>損害賠償責任</u>を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく <u>損害賠償責任</u>の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会の招集通知) 第34条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会 日の2日前までに発する。ただし、緊急の場 合には、この期間を短縮することができる。</u>	(削 除)
(監査役会の決議の方法) 第35条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある 場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削 除)
(監査役会の議事録) 第36条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその 結果並びにその他法令で定める事項は議事録 に記載又は記録し、出席した監査役がこれに 記名押印又は電子署名する。</u>	(削 除)
(監査役会規程) 第37条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定 めるもののほか、監査役会において定める監 査役会規程による。</u>	(削 除)
(監査役の報酬等) 第38条 <u>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定 める。</u>	(削 除)
(監査役の責任免除) 第39条 当社は、取締役会の決議によって、監査役 (監査役であった者を含む。)の会社法第423 条第1項の賠償責任について、法令に定める 要件に該当する場合には、賠償責任額から法 令に定める最低責任限度額を控除して得た額 を限度として免除することができる。 ② 当社は監査役との間で、会社法第423条第 1項の賠償責任について法令に定める要件に 該当する場合には、賠償責任を限定する契約 を締結することができる。ただし、当該契約 に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める 最低責任限度額とする。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第 5 章 監査等委員会
(新 設)	(常勤監査等委員) 第31条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の 監査等委員を選定することができる。
(新 設)	(監査等委員会の招集通知) 第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に 対し、会日の3日前までに発する。ただし、 緊急の場合には、この期間を短縮することが できる。
(新 設)	(監査等委員会の決議の方法) 第33条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数 が出席し、その過半数をもって行う。
(新 設)	(監査等委員会の議事録) 第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及び その結果並びにその他法令で定める事項は議 事録に記載又は記録し、出席した監査等委員 がこれに記名押印又は電子署名する。
(新 設)	(監査等委員会規程) 第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款 に定めるもののほか、監査等委員会において 定める監査等委員会規程による。
第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人
第40条 (条文省略)	第36条 (現行どおり)
(会計監査人の任期)	(会計監査人の任期)
第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定期 株主総会終結の時までとする。	第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会終結の時までとする。
② (条文省略)	② (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(会計監査人の報酬) 第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。 第7章 計 算 第43条～第46条 (条文省略) (新 設) (新 設)	(会計監査人の報酬等) 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。 第7章 計 算 第39条～第42条 (現行どおり) 附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当社は、取締役会の決議によって、第27期定時株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 ② 本条の規定は、2034年12月末日の経過により削除する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（7名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における地位及び担当	候補者属性	取締役会への出席状況
1	小松	克己	男性	代表取締役社長	【再任】 100% (17回/17回)
2	小松	由美子	女性	専務取締役 マーケティング統括本部管掌	【再任】 100% (17回/17回)
3	森田	仁	男性	取締役営業統括本部管掌	【再任】 100% (17回/17回)
4	井阪	義昭	男性	取締役最高財務責任者	【再任】 100% (17回/17回)
5	清水	俊順	男性	社外取締役	【再任】 【社外】 【独立】 100% (17回/17回)
6	柳堀	泰志	男性	社外取締役	【再任】 【社外】 【独立】 100% (17回/17回)

【社外】社外取締役候補者 【独立】証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 数
1	再任 こ まつ かつ み 小 松 克 巳 (1957年2月2日生)	1975年4月 株式会社近畿建設 入社 1982年10月 株式会社小松建設 設立 同社 代表取締役 就任 1988年4月 株式会社タイムス一級建築事務所 設立 同社 代表取締役 就任 1989年4月 株式会社小松コーポレーション 設立 同社 代表取締役 就任 1997年10月 株式会社アーク・クエスト（現 当社）設立 2002年9月 当社 取締役 就任 2004年7月 当社 代表取締役社長 就任（現任）	2,000,000株
	〔取締役候補者とした理由〕 小松克巳氏は、1997年の設立から当社の発展を牽引するなど、経営に関して豊富な経験・実績・知見を有しており、当社の経営の推進と継続的成長のための強いリーダーシップを発揮していることから、今後も当社の発展に寄与することができると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
2	再任 こ まつ ゆ み こ 小 松 由美子 (1956年4月8日生)	1997年10月 株式会社アーク・クエスト（現 当社）設立 当社 代表取締役 就任 2005年11月 当社 取締役事業本部長 就任 2018年11月 当社 取締役営業・マーケティング統括本部長 就任 2021年12月 当社 取締役マーケティング統括本部長 就任 2022年12月 当社 専務取締役マーケティング統括本部長 就任 2024年4月 当社 専務取締役マーケティング統括本部管掌 就任（現任）	450,000株
	〔取締役候補者とした理由〕 小松由美子氏は、1997年の設立から取締役として当社の各事業に携わり、幅広い事業経験、豊富な知見を有しており、マーケティング部門の責任者として重要な役割を果たしていることから、今後も当社の発展に寄与することができると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 数
3	再任 もり た ひとし 森 田 仁 (1961年 7 月 2 日生)	1984年 4 月 株式会社ワールド 入社 1998年 6 月 同社 米国法人 執行役社長 就任 2004年 4 月 株式会社アップデイト 取締役 就任 2006年 7 月 株式会社アイ・フュージョン・インターナショナル 取締役 就任 2008年 8 月 日本ソーイング株式会社 代表取締役副社長 就任 2010年12月 株式会社アーク・クエスト（現 当社）入社 営業統括本部長 2015年11月 当社 取締役営業統括本部長 就任 2018年11月 当社 取締役管理統括本部長 就任 2021年12月 当社 取締役営業統括本部長 就任 2024年10月 当社 取締役営業統括本部管掌 就任 （現任）	24,300株
	[取締役候補者とした理由] 森田仁氏は、当社入社後、営業、管理部門に携わり、当社の発展に主導的な役割を果たしており、豊富な業務経験と当社の経営を担う知見を有していることから、今後も当社の発展に寄与することができると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 数
4	再任 い さ か よ し あ き 井 阪 義 昭 (1960年10月11日生)	1983年 4 月 株式会社PALTAC 入社 1988年 8 月 株式会社千趣会 入社 2015年 1 月 同社 執行役員経営企画本部副本部長兼経理部長 就任 2015年11月 ワタベウェディング株式会社 執行役員 就任 2016年 1 月 株式会社千趣会 執行役員総務本部長兼総務本部財務経理部長 就任 2016年 6 月 ワタベウェディング株式会社 取締役執行役員管理部門担当 就任 2017年 1 月 株式会社千趣会 執行役員総務担当 就任 2018年 1 月 同社 執行役員財務担当 就任 2019年 1 月 株式会社マナベインテリアハーツ 入社 管理本部長 2019年 9 月 当社 入社 管理統括本部副本部長兼財務・経理部長 2022年12月 当社 取締役管理統括本部長 就任 2024年10月 当社 取締役最高財務責任者 就任（現任）	10,000株
[取締役候補者とした理由] 井阪義昭氏は、上場企業での管理部門担当取締役としての経験や、財務・経理責任者としての長年の経験を有し、また、現在は最高財務責任者として、当社の財務戦略の立案、執行を統括しております。これらの豊富な業務経験と経営を担う知見を有していることから、当社の発展に寄与することができると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 数
5	再任 社外 独立 し みず とし のぶ 清 水 俊 順 (1966年10月14日生)	1996年4月 弁護士登録／清水・高村法律事務所 入所 2002年4月 清水・高村法律事務所 パートナー 2003年1月 弁護士法人サン総合法律事務所 設立 同所 社員（清水・高村法律事務所を法人化） 2011年1月 弁護士法人サン総合法律事務所 代表社員（現任） 2012年6月 公益社団法人大阪府柔道整復師会 外部理事 2016年4月 大阪簡易裁判所 民事調停委員 2020年4月 当社 社外取締役 就任（現任） 2022年3月 株式会社eWeLL 社外監査役 就任（現任） 2024年4月 大阪弁護士会 副会長（現任）	—
〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕 清水俊順氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社のコーポレート・ガバナンスの強化及び会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する観点から適切な助言をいただくことができると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。 また、同氏が再任された場合は、報酬委員会の委員長として、客観的・中立的な立場で当社の役員報酬の決定過程における監督機能を主導する役割を担っていただく予定であります。 なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 数
6	再任 社外 独立 やなぎ ぼり やす し 柳 堀 泰 志 (1976年1月5日生)	2000年4月 株式会社TKC 入社 2007年12月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 2011年8月 エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社（現 エイベックス株式会社）入社 2012年3月 柳堀公認会計士事務所 所長（現任） 2015年12月 みずほ証券株式会社 入社 2019年7月 株式会社RJパートナーズ 設立 代表取締役 就任（現任） 2020年3月 株式会社グッドライフカンパニー 社外監査役 就任 2021年3月 税理士法人Wells Accounting 設立 代表社員 就任（現任） 2021年5月 株式会社ハブ 社外監査役 就任（現任） 2021年12月 当社 社外取締役 就任（現任） 2022年3月 株式会社グッドライフカンパニー 社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2024年5月 株式会社日本テクノ開発 社外取締役（監査等委員）就任（現任）	—
〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕 柳堀泰志氏は、公認会計士及び税理士等としての豊富な経験と専門的知識及び幅広い見識を有しており、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する観点から適切な助言をいただくことができると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。 また、同氏が再任された場合は、報酬委員会の委員として、客観的・中立的な立場で当社の役員報酬の決定過程における監督機能を主導する役割を担っていただく予定であります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小松克巳氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 清水俊順氏及び柳堀泰志氏は、社外取締役候補者であります。
4. 清水俊順氏及び柳堀泰志氏は、現在当社の社外取締役でありますが、両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって清水俊順氏が4年9か月、柳堀泰志氏が3年となります。
5. 当社は、清水俊順氏及び柳堀泰志氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。清水俊順氏及び柳堀泰志氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。取締役候補者全員は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 清水俊順氏及び柳堀泰志氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

また、本議案は監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名		当社における地位及び担当	候補者属性	取締役会への 出席状況
1	六藤	広平	男性	取締役生産統括本部長	【新任】 100% (17回/17回)
2	磯川	祐二	男性	社外監査役	【新任】 【社外】 【独立】 100% (17回/17回)
3	藤岡	亜紀	女性	社外監査役	【新任】 【社外】 【独立】 100% (17回/17回)

【社外】 社外取締役候補者 【独立】 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 数
1	新任 ろく とう こう へい 六 藤 広 平 (1962年11月27日生)	1985年 4 月 株式会社ワールド 入社 1995年12月 株式会社ヴァイ 入社 2004年 4 月 株式会社ミズワン 入社 2005年11月 株式会社アイ・フュージョン・インターナショナル 入社 2011年 9 月 株式会社バーテクス 入社 2012年 6 月 株式会社アーク・クエスト（現 当社）入社 2014年 4 月 当社 開発・製造部長 2018年11月 当社 開発・製造統括本部長 2021年 2 月 当社 取締役開発・製造統括本部長 就任 2022年 7 月 当社 取締役生産統括本部長 就任（現任）	9,700株
	〔監査等委員である取締役候補者とした理由〕 六藤広平氏は、業務執行の監査に求められる判断力、知見を有することから、監査等委員の取締役として適任であり、これまでの豊富な経験と知見は、当社取締役会の意思決定に資することから、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 数
2	新任 社外 独立 いそ かわ ゆう じ 磯 川 祐 二 (1977年 7 月 1 日生)	2005年12月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 2011年10月 税理士法人マイツ 入所 2013年 8 月 株式会社アイ・コンセプト 入社 2014年 9 月 北大阪総合会計事務所 設立 代表 就任（現任） 2016年12月 当社 社外監査役 就任（現任） 2017年11月 株式会社WaG 設立 同社 代表取締役 就任（現任） 2021年 3 月 B & L ホールディングス株式会社 （現 B L 株式会社）社外監査役 就任（現任） 2021年 6 月 株式会社大真（現 株式会社B C J） 社外監査役 就任（現任） 2023年 6 月 ベーシック株式会社 社外取締役 就任（現任） 2024年10月 日本B C P 株式会社 社外取締役（監査等委員）就任（現任）	—
[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割] 磯川祐二氏は、公認会計士及び税理士としての高い専門性、会計・監査、資本市場に関する知見を有することから、独立した客観的な視点により経営・業務執行に対する監査を行う監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	新任 社外 独立 ふじ おか あ き 藤 岡 亜 紀 (1987年11月18日生)	2012年4月 中川司法書士事務所 入所 2013年11月 コスモス司法書士事務所 入所 2018年6月 AIRS 司法書士事務所 設立 代表 就任 (現任) 2020年3月 当社 社外監査役 就任 (現任) 2024年6月 公益財団法人富本奨学会 評議員 (現任)	—
	〔監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割〕 藤岡亜紀氏は、司法書士としての豊富な経験と専門的知識及び幅広い見識を有しており、独立した客観的な視点により経営・業務執行に対する監査を行う監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。 なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 礒川祐二氏及び藤岡亜紀氏は、社外取締役候補者であります。
3. 礒川祐二氏及び藤岡亜紀氏は、現在当社の社外監査役であります。両氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって礒川祐二氏が8年、藤岡亜紀氏が4年9か月となります。
4. 当社は、礒川祐二氏及び藤岡亜紀氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。礒川祐二氏及び藤岡亜紀氏の選任が承認された場合は、両氏との間で、当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。取締役候補者全員は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 礒川祐二氏及び藤岡亜紀氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2019年12月26日開催の定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち社外取締役分は20,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は事業報告43頁に記載のとおりであります。本総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。本議案の内容は、報酬委員会の答申を経たうえで決定しており、また、報酬等の額は、当該変更後の方針に基づいて固定報酬及び業績連動報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといいたします。

現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといいたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額30,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにとつきご承認をお願いするものであります。

本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、2022年12月21日開催の定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬についてご決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、現在の譲渡制限付株式の付与のための報酬額を、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）を対象とした株式報酬制度(以下「本制度」という。)として改めて設定することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続き上のものであり、実質的な報酬の内容は、2022年12月21日開催の定時株主総会においてご承認いただきました株式報酬制度の内容と同一であり、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としており、本制度の報酬額は、現在の株式報酬制度に係る報酬額と同様、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」にてご承認をお願いしている報酬額とは別枠で設定するものであります。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額30,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現時点で対象取締役は5名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認された場合、対象取締役の員数は4名となります。また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年20,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分

並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件といたします。

また、当社は、本議案をご承認いただいた場合、本総会終結後の取締役会において、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」に記載のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を変更することを予定しております。本議案の内容は、報酬委員会の答申を経たうえで決定しており、また、本議案は、当該変更後の方針に則って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも必要であり、かつ相当な内容であると判断しております。

なお、本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与は、本議案の範囲内で、譲渡制限期間の異なる複数の譲渡制限付株式を複数組み合わせることを予定しております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から7年間までの間で当社の取締役会があらかじめ定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間の満了前に当社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

第8号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であります有限責任 あずさ監査法人は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されます。つきましては、監査役会の決定に基づき、新たに太陽有限責任監査法人を会計監査人に選任することについて、ご承認をお願いするものであります。

1. 太陽有限責任監査法人を会計監査人候補者とした理由

監査役会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社の事業規模に適した会計監査人としての専門性、独立性、品質管理体制、監査計画及び監査体制の適切性を有し、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を整えており、さらに監査費用等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

2. 会計監査人候補者の概要

(2024年6月30日現在)

名 称	太陽有限責任監査法人	
主たる事務所の所在地	東京都港区元赤坂一丁目2番7号	
法 人 設 立	1971年9月6日	
資 本 金	543百万円	
構 成 員 等	構成人員	
	代表社員・社員	91名
	特定社員	4名
	公認会計士	338名
	公認会計士試験合格者等	270名
	その他	595名
	合計	1,298名
	被監査会社数	1,119社

3. 会計監査人候補者の沿革

1971年9月 太陽監査法人設立

2006年1月 太陽監査法人とASG監査法人が合併し太陽ASG監査法人となる

2008年7月 有限責任組織形態に移行し太陽ASG有限責任監査法人となる

2012年7月 永昌監査法人と合併

2013年10月 霞が関監査法人と合併

2014年10月 太陽有限責任監査法人に社名変更

2018年7月 優成監査法人と合併

4. 会計監査人候補者に関する事項

太陽有限責任監査法人は2024年1月1日から3月31日のあいだ金融庁より業務の一部停止命令を受けておりますが、同監査法人は、2024年1月31日に金融庁に業務改善計画を提出し、監査品質の向上と課題の抜本的解決のため、透明性を確保したガバナンス機能の強化、組織体制の変更、組織風土の改革、人事制度の見直し、及び監査現場の改革等の施策を実施しております。

今回の処分は、当初の通常監査ではなく、主として訂正監査に起因し、最終の表示段階で発生した個別性の高い事案であるため、通常の監査における品質等の影響はないものと考えております。また、業務改善についてはすでに着手され、一部の施策については完了しており、今後定期的に改善の状況の報告を受けることをもって、同監査法人の選任をお願いするものであります。

なお監査役会は、同監査法人の再発防止に向けた改善への取り組みを評価するとともに、当社における監査業務は適正かつ厳格に遂行されると判断しております。

以上

事業報告

(2023年10月1日から
2024年9月30日まで)

1. 当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、コロナ禍の収束により正常化が進み、インバウンド需要の拡大などもあって、社会経済活動は回復基調で推移いたしました。

当社が営んでいる事業につきましても、当社の強みであるスポーツ市場において市場環境の好転が見られたものの、地政学リスクの高まりや海外経済の減速懸念、物価高を受けた個人消費の抑制等、先行きは不透明な状況が続いております。

このような経営環境のなか、「本気の笑顔の実現」という経営理念の下、社会的課題である「生活の質」=QOL(Quality Of Life)の向上に貢献するための事業を展開し、社会的価値と同時に企業価値の向上に取り組んでおります。

当事業年度につきましては、クリスマス、父の日、母の日などのギフト需要への施策やキャンペーン施策を行うとともに、人気アーティスト「THE RAMPAGE」を起用したテレビCMやパリオリンピックに向けた当社契約選手を起用した様々な広告配信等を行い、認知度の向上と販売の促進に取り組みました。さらに、主要取引先との関係強化と取引拡大等、営業活動の強化に取り組みました。

このような全社での経営強化策の下、ホールセール部門につきましては、インバウンドの増加やキャンペーン施策及び認知度の向上により、売上高は3,735,421千円(前期比4.9%増)となりました。

イーコマース部門につきましては、テレビCMや広告配信等のマーケティング活動の強化による認知度の向上及びキャンペーン施策等により、国内での自社サイト及びECモールの自社店舗が好調に推移いたしました結果、売上高は1,616,345千円(前期比15.3%増)となりました。

リテール部門につきましては、テレビCM効果やクリスマスなどのギフト需要への施策、インバウンドの増加、さらにパリオリンピックでの当社契約選手の活躍等により、来店客数が増加するとともに販売単価も上昇し、好調に推移いたしました。また、2024年5月には「THE OUTLETS HIROSHIMA」(広島県広島市)に新規出店いたしました結果、売上高は592,913千円(前期比33.6%増)となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高につきましては、5,944,680千円(前期比10.0%増)とな

りました。利益面につきましては、円安の進行による原材料価格の上昇により厳しい環境下ではありますが、高付加価値商品の販売が堅調に推移していることに加え、イーコマース部門及びリテール部門が好調に推移するなど、利益率が向上しており、営業利益は1,500,894千円(前期比47.6%増)、経常利益は1,495,168千円(前期比45.4%増)、当期純利益は1,024,431千円(前期比58.8%増)と大幅な増益を達成することができました。

これにより、売上高、利益とも過去最高を更新し、利益に至っては、7期連続で過去最高益を更新いたしました。

なお、当社は、コラントッテ事業とCSS事業を営んでおりますが、コラントッテ事業以外のセグメントは重要性が乏しく、コラントッテ事業の単一セグメントとみなせるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は523,868千円であり、その主な内容は、新事務所の建設用地の取得、製品の金型代、店舗改装費用及びIT設備への投資によるものであります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 24 期 (2021年9月期)	第 25 期 (2022年9月期)	第 26 期 (2023年9月期)	第 27 期 (当事業年度) (2024年9月期)
売上高	3,752,508	4,663,759	5,406,535	5,944,680
経常利益	629,319	955,647	1,027,987	1,495,168
当期純利益	420,505	610,454	645,017	1,024,431
1株当たり当期純利益	51円34銭	68円37銭	71円84銭	113円51銭
総資産	3,618,408	4,103,901	4,880,362	5,432,205
純資産	2,240,108	2,745,465	3,266,037	4,110,278
1株当たり純資産額	251円06銭	306円45銭	362円17銭	453円69銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2021年2月19日開催の取締役会決議に基づき、2021年2月19日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第24期(2021年9月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 第25期(2022年9月期)より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第25期(2022年9月期)以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

当社は、超高齢化の進展や健康増進とともに関心が高まっているQOLの向上という社会的な課題の解決に資する活動を当社の事業領域として事業を展開しております。このQOLは、生活者の満足感・幸福感・安心感や生活の快適性・豊かさ等を表しているものとして捉え、そのなかで当社としては「健康に関する領域」と「生活不安に関する領域」に焦点を当てた事業展開により、社会的課題の解決への貢献を図り、社会的価値及び企業価値の向上に向け、以下の課題に取り組んでおります。

① 認知度の向上と顧客数の拡大

当社は、持続的に成長するためには、当社及び当社製品の認知度を向上させ、新規顧客を継続的に獲得し、顧客数を拡大していくことが必要不可欠であると認識しております。そのために、効果的なブランディング活動等により当社の認知度を向上させ、既存メディアにおけるPDCAサイクルの強化を進めることにより、当社製品の認知度の向上と顧客数の拡大に努めてまいります。

② リピート顧客の獲得

当社は、安定した収益基盤を構築するために、当社製品についてリピート顧客（生涯顧客）を獲得していくことが課題と認識しております。そのために、当社は、製品ラインナップにおけるリピート商材の拡充及び会員制等の継続率の高いビジネスモデルの開発を行ってまいります。

③ 新製品及び新規事業への取り組み

今後の継続的な企業成長を実現するためには、新製品及び新規事業への取り組みが必要不可欠であると認識しております。当社は、QOLの向上に資する活動を事業領域として定め、当社経営資源の集中と有効活用を図ることで、新規ブランド及び新製品の開発並びに新規事業の拡大に積極的に取り組んでまいります。

④ 優秀な人材の確保と育成

当社は、継続的な成長のために、優秀な人材の確保と育成が重要であると考えております。特に、当社の製品及びサービスの充実や拡大を行うため、営業、開発及びマーケティングを担当する人員の採用を適時に行ってまいります。また、当社の経験とノウハウに基づく多様かつ有益な研修を実施することで、優秀な人材の育成に努めてまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社は、事業規模を拡大すると同時に企業価値を継続的に高めるために、内部管理体制の更なる強化が必要であると考えております。社内規程や業務マニュアルの運用、定期的な社内教育の実施等を通じて、業務の効率化と法令遵守の徹底を図ることで、更なる内部管理体制の強化に努めてまいります。

⑥ 海外戦略

当社の企業価値の最大化において、当社ブランドのグローバル展開が、今後の重要なテーマと認識しております。現在、海外8か国の販売代理店を通じて販売しておりますが、今後、グローバル化を推進するにあたり、海外販売に一層注力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) **主要な事業内容**（2024年9月30日現在）

当社は、医療機器及び日用品雑貨の製造・販売を主な事業としております。

(8) **主要な営業所及び工場**（2024年9月30日現在）

本	社	大阪市中心区
---	---	--------

(9) **従業員の状況**（2024年9月30日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
96名（31名）	3名減（1名減）	43.6歳	7.1年

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、アルバイトを含む。）は最近1年間の平均人員を計算し、（ ）内に外数で記載しております。

(10) **主要な借入先の状況**（2024年9月30日現在）

該当事項はありません。

(11) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2024年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 32,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,059,700株
- (3) 株主数 5,230名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（％）
株式会社アーク・クエスト	3,200,000	35.32
小松 克巳	2,000,000	22.07
特定有価証券信託受託者 株式会社ＳＭＢＣ信託銀行	800,000	8.83
小松 由美子	450,000	4.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	176,900	1.95
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	147,900	1.63
野村證券株式会社	96,700	1.06
衣笠 雄二	66,600	0.73
中原 摩紗子	50,000	0.55
モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社	35,822	0.39

（注） 1. 持株比率は、自己株式42株を控除して算出しております。

2. 株式会社アーク・クエストは、当社代表取締役社長である小松克巳氏が株式を保有する資産管理会社であります。

(5) その他株式に関する重要な事項

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が41,600株増加しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

新株予約権の名称		第1回新株予約権
発行決議日		2018年9月20日
新株予約権の数		52個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 10,400株
新株予約権の払込金額		無償
新株予約権の行使価額		55円
権利行使期間		2020年10月1日から 2028年8月31日まで
行使の条件		(注) 3.
役員保有状況	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 32個 目的となる株式数 6,400株 保有者数 1名
	監査役	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 1名

(注) 1. 上記のうち、取締役が保有している新株予約権は、従業員として在籍中に付与されたものであります。

2. 2021年2月19日開催の取締役会決議により、2021年2月19日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使価額」は調整されております。

3. 行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況 該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年9月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 松 克 己	
専 務 取 締 役	小 松 由美子	マーケティング統括本部管掌
取 締 役	森 田 仁	営業統括本部長
取 締 役	六 藤 広 平	生産統括本部長
取 締 役	井 阪 義 昭	管理統括本部長
取 締 役	清 水 俊 順	弁護士法人サン総合法律事務所 代表社員 株式会社eWeLL 社外監査役
取 締 役	柳 堀 泰 志	柳堀公認会計士事務所 所長 株式会社R J パートナーズ 代表取締役 株式会社グッドライフカンパニー 社外取締役（監査等委員） 税理士法人Wells Accounting 代表社員 株式会社ハブ 社外監査役 株式会社日本テクノ開発 社外取締役（監査等委員）
常 勤 監 査 役	下 拂 良 行	
監 査 役	礪 川 祐 二	株式会社WaG 代表取締役 BL株式会社 社外監査役 株式会社BCJ 社外監査役 ベーシック株式会社 社外取締役
監 査 役	藤 岡 亜 紀	AIRS司法書士事務所 代表

- (注) 1. 取締役清水俊順氏及び柳堀泰志氏は、社外取締役であります。
2. 監査役礪川祐二氏及び藤岡亜紀氏は、社外監査役であります。
3. 監査役礪川祐二氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役清水俊順氏、取締役柳堀泰志氏、監査役礪川祐二氏及び監査役藤岡亜紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 当事業年度中における取締役及び監査役の地位、担当及び重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
小松 由美子	専務取締役 マーケティング統括本部長	専務取締役 マーケティング統括本部管掌	2024年4月1日

6. 当事業年度末日後の取締役及び監査役の地位、担当及び重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
森田 仁	取締役営業統括本部長	取締役営業統括本部管掌	2024年10月1日
井阪 義昭	取締役管理統括本部長	取締役最高財務責任者	2024年10月1日
礪川 祐二	監査役 株式会社WaG 代表取締役 BL株式会社 社外監査役 株式会社BCJ 社外監査役 ベーシック株式会社 社外 取締役	監査役 株式会社WaG 代表取締役 BL株式会社 社外監査役 株式会社BCJ 社外監査役 ベーシック株式会社 社外 取締役 日本 B C P 株式会社 社外 取締役（監査等委員）	2024年10月29日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款において定めており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

また、当該定款の規定に基づき、当社は社外取締役及び監査役の全員と責任限定契約を締結しております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年11月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は、次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するようにするとともに、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

報酬の内訳としては、基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬にて構成され、監督機能を担う社外取締役については、その職責を鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

ロ. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の金銭による固定報酬とし、役位を基準として、担当する職務、職責を考慮し決定するものとする。

ハ. 業績連動報酬の内容及び額または算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は金銭報酬とし、月例の固定報酬と合わせて支給する。その算定方法については、業績向上に対する意識を高めるために、各事業年度の営業利益を指標として、役位に応じて算定した額とする。なお、業績連動報酬の指標として営業利益としているのは、当社の業績や取締役の貢献度を図るうえで相応しい指標と判断したためです。

ニ. 非金銭報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬は譲渡制限付株式報酬とし、取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式付与のために支給する金銭債権の総額は年額30,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、かつ、当社が発行または処分する普通株式の総数は年20,000株以内（ただし、普通株式の株式分割または株式併合が行われた場合は、分割比率・併合比率に基づいて合理的な範囲内で調整を行う。）とする。取締役等への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定する。

ホ．金銭報酬の額及び非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

金銭報酬の額及び非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合に関しては、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、適切な支給割合となることを方針とする。

ヘ．個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の基本報酬及び業績連動報酬については、取締役会決議により代表取締役社長に対して具体的報酬額の決定を委任し、その委任を受けた代表取締役社長が決定する。非金銭報酬については、取締役会の決議により取締役個人別の割当株式数を決定する。

なお、上記内容の決定にあたっては、事前に報酬委員会がその妥当性等について確認する。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等の額は、2019年12月26日開催の定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち社外取締役分は20,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役は2名）であります。

監査役の報酬等の額は、2019年9月27日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

また、2022年12月21日開催の定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬について年額30,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は5名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長小松克己氏に対し当事業年度に係る各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について、評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	133,351 (7,200)	109,197 (7,200)	22,325 (一)	1,829 (一)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	13,800 (7,200)	13,800 (7,200)	— (一)	— (一)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	147,151 (14,400)	122,997 (14,400)	22,325 (一)	1,829 (一)	10 (4)

- (注) 1. 業績連動報酬の算定に用いた業績指標は営業利益であり、その実績は1,017,116千円であります。
2. 上記非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

⑤ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は、上記「① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項 二. 非金銭報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）」に記載のとおりであります。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役清水俊順氏、社外取締役柳堀泰志氏、社外監査役礪川祐二氏及び社外監査役藤岡亜紀氏の兼職先と当社との間には特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

・出席状況

	取締役会（17回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 清水俊順	17回	100%	—	—
取締役 柳堀泰志	17回	100%	—	—
監査役 礪川祐二	17回	100%	13回	100%
監査役 藤岡亜紀	17回	100%	13回	100%

・発言状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役清水俊順氏は、取締役会において弁護士としての豊富な経験と専門知識及び幅広い見識に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点で、議案・審議等につき質問をするなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。

また、取締役の報酬等に関する手続きの公平性、透明性、客観性の向上等を目的として設定した報酬委員会の委員長を務めております。

取締役柳堀泰志氏は、取締役会において公認会計士・税理士としての豊富な経験と専門知識及び幅広い見識に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点で、議案・審議等につき質問をするなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。

また、取締役の報酬等に関する手続きの公平性、透明性、客観性の向上等を目的として設定した報酬委員会の委員を務めております。

監査役礪川祐二氏は、取締役会及び監査役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、公認会計士・税理士としての豊富な経験と専門知識及び幅広い見識に基づき、発言を行っております。

監査役藤岡亜紀氏は、取締役会及び監査役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、司法書士としての豊富な経験と専門知識及び幅広い見識に基づき、発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 27,500千円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 27,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由は、監査役会において、監査計画、監査職務の遂行状況、品質、リスク対応、報酬の算定根拠等を確認し、過去の報酬実績も参考にし、たうえで会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題と位置付けており、剰余金の配当につきましては、業績の推移、財務状況及び投資資金の必要性等を考慮し、内部留保とのバランスを図りながら配当を実施してまいります。また、内部留保金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大・発展を実現させるための資金として有効に活用してまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、業績など総合的に検討し、1株当たり30円とさせていただきます。

貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,898,209	流 動 負 債	1,311,602
現 金 及 び 預 金	1,756,870	電 子 記 録 債 務	190,564
受 取 手 形	5,396	買 掛 金	187,803
電 子 記 録 債 権	175,302	リ ー ス 債 務	2,384
売 掛 金	553,437	未 払 金	238,609
製 品	655,910	未 払 費 用	24,382
仕 掛 品	318,950	未 払 法 人 税 等	291,044
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	333,479	預 り 金	13,795
前 渡 金	916	賞 与 引 当 金	72,494
前 払 費 用	32,975	製 品 保 証 引 当 金	7,154
そ の 他	66,071	株 主 優 待 引 当 金	28,105
貸 倒 引 当 金	△1,101	ク ー ポ ン 引 当 金	3,496
固 定 資 産	1,533,996	そ の 他	251,766
有 形 固 定 資 産	1,092,849	固 定 負 債	10,324
建 物	304,261	リ ー ス 債 務	6,303
構 築 物	0	資 産 除 去 債 務	4,021
車 両 運 搬 具	2,299	負 債 合 計	1,321,926
工 具、器 具 及 び 備 品	52,429	(純 資 産 の 部)	
土 地	726,105	株 主 資 本	4,112,396
リ ー ス 資 産	7,752	資 本 金	488,378
無 形 固 定 資 産	34,606	資 本 剰 余 金	478,378
商 標 権	7,783	資 本 準 備 金	478,378
ソ フ ト ウ エ ア	25,678	利 益 剰 余 金	3,145,669
そ の 他	1,145	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,145,669
投 資 そ の 他 の 資 産	406,539	別 途 積 立 金	37,500
投 資 有 価 証 券	100,341	繰 越 利 益 剰 余 金	3,108,169
出 資 金	11	自 己 株 式	△29
長 期 前 払 費 用	7,128	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△2,117
繰 延 税 金 資 産	150,430	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△2,117
そ の 他	148,628	純 資 産 合 計	4,110,278
資 産 合 計	5,432,205	負 債 純 資 産 合 計	5,432,205

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年10月 1 日から
2024年 9 月30日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上 高			5,944,680
売 上 原 価			1,976,576
売 上 総 利 益			3,968,104
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			2,467,210
営 業 利 益			1,500,894
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	1,258		
そ の 他	1,264		2,523
営 業 外 費 用			
為 替 差 損	7,090		
そ の 他	1,158		8,248
経 常 利 益			1,495,168
特 別 損 失			
減 損 損 失	12,720		12,720
税 引 前 当 期 純 利 益			1,482,447
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	473,224		
法 人 税 等 調 整 額	△15,207		458,016
当 期 純 利 益			1,024,431

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月15日

株式会社コラントッテ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 杉田 直樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 城戸 達哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コラントッテの2023年10月1日から2024年9月30日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年10月1日から2024年9月30日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月18日

株式会社コラントッテ 監査役会

常勤監査役 下拂 良行 ⑩

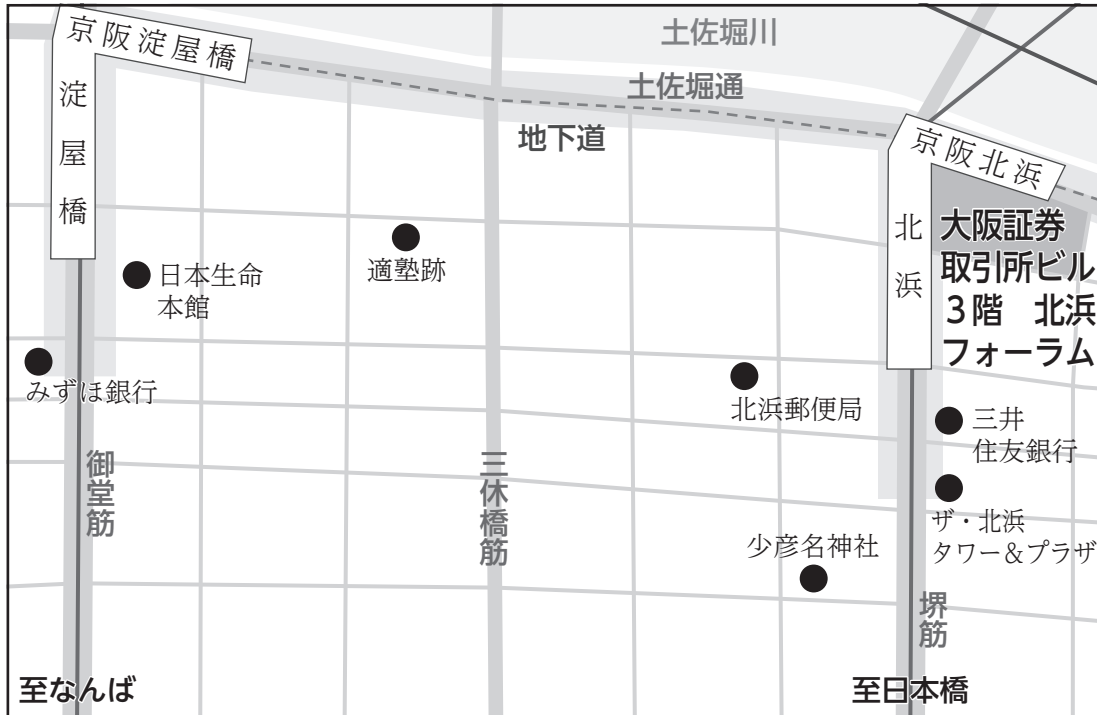
監査役（社外監査役）礒川 祐二 ⑩

監査役（社外監査役）藤岡 亜紀 ⑩

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市中央区北浜一丁目 8 番 16 号
大阪証券取引所ビル 3 階 北浜フォーラム
☎ 06-6202-2311



■会場への交通

地下鉄堺筋線「北浜」 1 B 出口（地下道直結）

京阪本線「北浜」 28 出口（地下道直結）

地下鉄御堂筋線「淀屋橋」徒歩 7 分 27 出口（地下道直結）

●お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。